

令和5年度第21回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和6年3月28日（木）14：30～15：10
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 今井委員 本田委員 山下委員
- 4 欠席者 吉井委員
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。本日は、吉井委員が所用のため欠席でございます。

本日は議案19件、協議事項1件、報告事項1件です。まず初めに、非公開事項についてお諮りをいたします。このうち報告事項1につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。教第74号議案、教第75号議案につきましては、同項第4号の規定により、委員の委嘱及び解職並びに任免に関する事にそれぞれ該当すると思われまますので、非公開としてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。それでは、以上申し上げました議案、報告事項につきましては、非公開といたします。

教第57号議案 第4期教育振興基本計画について

（長田教育長）

まず、教第57号議案から参ります。57号議案は、第4期教育振興基本計画についてです。それでは、お願いします。

（高野尾政策調整担当課長）

3月12日の教育委員会会議でパブリックコメント後の修正案をお示しさせていただきました。その後、3月18日の市議会の教育こども委員会で報告させていただきました。前回、この場でいただいた御意見等を踏まえ、2点修正させていただいております。

1点目、5ページの「基本政策4」の＜重点施策＞ひとつ目を御覧ください。教職員の計画的採用と安定的な確保を明確に打ち出すため、『教員の積極的な採用と優秀な人材の確保』に修正しております。

2点目です。6ページの下にございますコミュニティ・スクールの注釈部分につきまして、『連携・協力活動を実施している学校』としておりましたが、学校を推進するのではなく、この仕組みを推進していくという説明のほうが分かりやすいため、『連携・協力活動を推進する仕組み』に修正しております。本日、改めて議案といたしまして、計画の策定について、お諮りさせていただくものです。

説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございますか。

どうぞ。正司委員。

(正司委員)

御説明ありがとうございます。修正点については特に意見はなく、この原案でいいのではないかと感じております。この決定後、子供たちも含めた関係する皆様方への広報について、何かお考えがあれば、教えていただければと思います。

(高野尾政策調整担当課長)

まず、明日、教育長から記者会見で計画の策定を発表させていただきます。4月1日に、学校及び保護者に対してはすぐ一で周知をさせていただきます。また、4月下旬から始まります学校運営協議会でも、委員の皆様の説明をさせていただきます。順次、教育委員会だよりや子育て応援サイトのこどもっとKOB E等への掲載をさせていただいて、計画の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

(正司委員)

了解しました。よろしく申し上げます。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。山下委員。

(山下委員)

御説明ありがとうございます。1点だけ確認です。御提案に異存はありません。教員の積極的採用と優秀な人材の確保の「積極的採用」ということの意味合いについて、先ほど

も御説明いただいたと思うのですが、どういう意味合いでの積極的なのかということについて、もう一度、御説明いただければと思います。

(高野尾政策調整担当課長)

教員のほう、やはり年度途中で不足等がございますので、教員を積極的に採用していきたいという思いをこちらで表しています。

(山下委員)

ありがとうございます。攻めの姿勢と言ってしまうかもしれませんが、できるだけちゃんと1年を通じて、人材が確保できるように打って出るということで承りました。ありがとうございます。

(濱田人材確保対策担当部長)

補足としては、今年行われる採用選考も、従来よりも多く採用できるような形で、採用の定員も増やすとか、あるいは、年間通じて特別選考も随時行ってまいりますので、そういう意味での積極的な採用というふうな意味でございます。

(山下委員)

積極的に採用していきつつ、その中でも優秀な人材を確保するという構えになっているということで理解いたしました。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

これまでこの間、何回もいろんな場で御審議、御意見をいただきまして、大分ブラッシュアップされてきたのかなという気がしていますので、一応、今日のこの原案をもって、この教育振興基本計画を策定したいというふうに思っています。特に正司委員からもありましたように、やはり保護者の方々、市民の方々と共有する。みんなで思いを一つにするという意味で、これまでの計画より簡素化し、重点化して、より分かりやすいものにしたということですから、ぜひ積極的な発信を、一過性のものでなくて、継続して、何回も手を替え品を替えてやらないといけないというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、特に御意見がないようでしたら、教第57号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第58号議案 教育委員会懲戒処分の指針の改定について

(長田教育長)

続いて、教第58号議案です。教育委員会懲戒処分指針の改定についてです。

(西口服務・監察担当課長)

懲戒処分の指針の改定でございますけれども、趣旨に記載しておりますとおり、令和4年4月1日に児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されております。また、令和5年7月に刑法が改正されておりました、これに伴って当該法律も改正されまして、新しい行為類型が追加されております。そういったところに関しましては、これまでの指針でも対応可能ではございますけれども、児童生徒性暴力等を行った場合、文部科学省が原則免職ということを指針で示しております、その旨我々の懲戒処分の指針において、一見して分かるような形にしたほうが行為の抑制にもつながりやすいと思われることから、その旨を明示して、合わせて文言整理を行うものでございます。

以上でございます。

(長田教育長)

それでは、これについて、御意見、御質問ございませんか。

どうぞ。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。1点だけ確認させていただきたいのですが、後ろに付いています「めやすとなる処分量定」の表の中で、「3 公務外非違行為関係」の「(14) わいせつ行為」の下の※印のところ、『「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、』を削除されていますが、ここを削除されている趣旨を教えてくださいませんか。

(西口服務・監察担当課長)

こちらに関しましては、その上でございます『(ア)』や『(イ)』の『児童生徒性暴力等に該当する行為を行った場合』で対応が可能であることから、削除をしております。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。完全にカバーされていると思って大丈夫ですか。

(西口服務・監察担当課長)

はい。結構です。

(長田教育長)

大丈夫ですか。よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、ないようでしたら、教第58号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第59号議案 神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会規則を廃止する規則について

(長田教育長)

続いて、教第59号議案です。神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会規則を廃止する規則についてです。

(高野尾政策調整担当課長)

全庁的な例規の見直しにより、行財政局にて一括して、令和6年第1回定例市会に上程しておりました、この執行機関の附属機関に関する条例の一部改正が可決されました。教育振興基本計画点検評価委員会が廃止されるため、1ページでございますとおり、本規則を令和6年4月1日に廃止したいと考えてございます。

説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、教第59号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

教第73号議案 神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続いて、教第73号議案です。神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則についてです。

(五島教職員課長)

73号議案の御説明をいたします。こちらは先ほどの59号議案と同様に、条例の改正に伴いまして、参照する別表にずれが生じますので、そのずれに対応するための規則の改正をさせていただきたいという内容でございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この教第73号議案に関して、御質問、御意見ございますか。

特にございませんか。

それでは、教第73号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第60号議案 社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則について

(長田教育長)

続いて、教第60号議案です。社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則についてです。

(高野尾政策調整担当課長)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が行われたことに伴い、今後、本規則に基づく任用を行わないため、本規則を廃止したいと考えてございます。

意見公募の概要と結果につきましては、参考資料として、お付けさせていただいております。

説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございますか。

よろしいですか。

それでは、教第60号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第61号議案 神戸市教育委員会会議規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続きまして、教第61号議案です。神戸市教育委員会会議規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則についてです。

(周尾総務課長)

まず、教育委員会会議規則に関しまして、開催に当たりまして告示をしなければならないというふうになってございましたけれども、これまでもホームページ等での公表をしてございました。自主的な公表の手段としては、広くそういう方法が浸透しているということから、告示の義務づけをなくしまして、公表するというような規定に改正するものでございます。

それと、もう一つの博物館の登録に関する規則でございますが、こちらも市広報に公示するというような規則の内容になってございましたけれども、こちら、既に博物館法でインターネット、その他の方法により公表するという規定がございますので、規則からは公示の規定を削除するというものでございます。

説明は以上となります。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、教第61号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第62号議案 神戸市教育委員会事業者選定委員会規則について

(長田教育長)

続いて、教第62号議案です。神戸市教育委員会事業者選定委員会規則についてです。

(周尾総務課長)

参考として、3ページの資料を御覧ください。まず、この委託先の事業者の選定に当たりまして、公募型プロポーザルなどで委員の中に外部委員を入れる際、職員以外の方を入れる場合に、地方自治法に基づく附属機関としての位置づけが必要となります。これまで、この附属機関として設置する場合に、その都度、規則を制定して、この審査委員会を立ち上げるというような手続をしてございました。こちらを神戸市全庁的に、市長部局も含めて、事務の簡略化、迅速化をするために、審査委員会を立ち上げる際には、内部での決裁に基づいて立ち上げるという内容の規則の制定でございます。

説明は以上となります。

(長田教育長)

それでは、この点について、御意見はございますか。

よろしいですか。

特にないようでしたら、教第62号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第63号議案 神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令について

(長田教育長)

続きまして、教第63号議案です。神戸市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令についてです。

(周尾総務課長)

電子署名規程ということで、こちらは電子署名をする場合の規程でございますが、多くの場合は、神戸市で用意していますシステムに基づいて、電子署名を相手方と行うということになってございますけれども、相手方の用意したシステムに基づいて電子署名をする場合の規程でございます。これまでは市長部局も含めて、全庁的に登録をしなければならないということで、教育委員会ですと、事務局の総務課長が、この電子署名や公文書の管理をしておりますので、総務課長に届出をしなければならないと。そして総務課長は、それを管理するという位置づけになってございますが、その前に必ずこの合議をする決裁を回すということになってございますので、登録を廃止しまして、決裁を回し次第それが総務課長にも情報が共有されるため、事務の簡略化をするというものでございます。

説明は以上となります。

(長田教育長)

それではこの件について、御意見はございますか。

よろしいですか。

特にないようでしたら、教第63号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第64号議案 神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続きまして、教第64号議案です。神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則についてです。

(日出嶋学校経営支援課長)

これまで神戸市立高等学校では卒業生に対して就学、または、学業成績に関する各種証明書を発行する際に、証明手数料300円を徴収してきましたけれども、市民サービス向上の観点から、証明手数料を廃止することに伴い、学則を改正しようとするものでございます。

以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、教第64号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第65号議案 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

教第65号議案です。神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則についてです。

(日出嶋学校経営支援課長)

指定学校の変更が認められる事由のうち、学童保育の利用等、家庭の事情による理由ということで認められる対象を、学年によって制限しないよう改正するものです。改正に先立ちまして幅広く意見を求めるため、2月19日より1か月間、本件に関するパブリックコメントを実施いたしましたところ、1件の意見が寄せられました。その意見では、指定学校の変更が認められる要件の確認をするため、認定期間を1年間で区切り、学年ごとに申請をするよう求めるものでしたけれども、教育委員会事務局としましては、保護者負担の観点から、1年ごとという申請を求めるのは難しいと考えております。指定学校の変更が認められる要件の確認は、現行においては各学校で、学校長が保護者等と定期的に面談を実施しておりますけれども、今後も、保護者に過度な負担がかからないように実施してまいりたいと考えております。そのほかに意見はございませんでしたので、当初の規則案のとおり改正をしたいと考えております。

以上です。

(長田教育長)

この件について、御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、教第65号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第66号議案 神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続いて教第66号議案です。神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

(安田児童生徒課長)

青少年育成センター設置条例施行規則の様式の中に、過去「適応指導教室」という表現をしているものがあり、一部そういったものが残っておりましてので、昨今、文部科学省で使われております『教育支援センター』という名称に改めるものでございます。また、合わせて『氏名』という表記を『名前』という表記に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、教第66号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第67号議案 神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び

昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続きまして、教第67号議案です。神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則についてです。

(吉森人事・組織担当課長)

これまで国からの通知等に基づきまして、教員の育児休業期間においては、代替として任期付教員を配置しております。ただ、産前産後休暇期間については、臨時的任用教員による代替の配置としており、身分や処遇等に違いがあり、代替として入る教員にとって分かりづらい制度となっております。このたび国の通知の変更もありまして、令和6年4月より産前産後休暇期間においても、任期付教員として配置する変更を行いますので、併せて用語の整備等を行うものでございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございませんか。

特にごございませんか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、教第67号議案、承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第68号議案 神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続いて、教第68号議案です。神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則についてです。

(吉森人事・組織担当課長)

1ページをお開きください。1ページに今回の改正について、まとめを作成させていただいております。内容としましては、組織編成に伴い必要な規則を改正するというものでございます。68号議案につきましては、2. 改正する規則及び訓令甲の「(1) 教育委員

会規則」でございますが、そちらの①から⑧の規則の改正を予定しております。改正概要は右の欄のとおりでございますが、主に『教職員課』を『教職員人事課』、『教職員給与課』に再編するもの、『総合教育センター』を『教職員研修所』に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、教第68号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第69号議案 神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する訓令について

(長田教育長)

続いて第69号議案です。神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する訓令についてです。

(吉森人事・組織担当課長)

こちら先ほどのまとめの資料を見ていただきたいと思います。理由としましては、組織改正に伴う変更でございますが、2. 改正する規則及び訓令甲の「(2) 教育委員会の訓令甲」の修正でございます。概要としては右欄に記載しておりますが、先ほどの規則と同様の理由となっております。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

よろしいですか。

それでは、教第69号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第70号議案 神戸市教育委員会辞令式を廃止する訓令について

(長田教育長)

続いて、教第70号議案です。神戸市教育委員会辞令式を廃止する訓令についてです。

(吉森人事・組織担当課長)

辞令式、いわゆる発令に関する規定について、全市的に訓令で定めるのではなく、要綱に定めることと変更されるということから、廃止をするものでございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

特にないようでしたら、教第70号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第71号議案 神戸市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続いて、教第71号議案です。神戸市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則についてです。

(吉森人事・組織担当課長)

1 ページを御覧ください。まとめを記載させていただいておりますが、定年規定に伴う補職名の新設等によりまして、①から⑧の規則を改正しております。改正概要は右欄のとおり補職名の変更となっております。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見ございませんか。

よろしいですか。

今井委員、どうぞ。

(今井委員)

説明ありがとうございます。今回、この新たな補職名とか、先ほどの組織体制もそうですが、ぜひ現場の皆さん等を含め、どう変わって、新たにこういう内容になったということ、ぜひ分かりやすく、お伝えいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

(吉森人事・組織担当課長)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、現場等に対しても丁寧な説明に努めていくということで、お願いしたいと思えます。

特にならなければ、この教第71号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第72号議案 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続いて、教第72号議案です。神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則についてです。

(五島教職員課長)

それでは、議案に添付しております概要資料を御覧いただきたいと思います。「1.概要」に書いておりますけれども、このたび市長部局をはじめ、全市的な話ではございま

すが、本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応等の業務に対しまして、特殊勤務手当を創設するということをございます。教育委員会としましては、元々学校教員の災害応急対応の特殊勤務手当という制度がございましたので、その内容の一部を見直すという形の規則の改正ということになってございます。

「2. 変更点」に書かせていただいておりますけれども、正規の勤務時間内外において内容が変わってございまして、正規の勤務時間内の職務においては、1回当たり、1日当たりでございますけれども、1,000円の特殊勤務手当を新たに支給するということでございます。正規の勤務時間外の部分につきましては、元々8,000円の特殊勤務手当を支給する制度がございましたので、その8,000円の額にプラス1,000円という額を加算しまして、9,000円以内で特殊勤務手当を支給するという内容の改正になってございます。※印のところは、この法に基づく経済区域等で勤務した場合には、1回当たり2,000円という形になってございます。以上の内容を、この参考の表にまとめておりますので、御覧いただければと思います。

実施時期につきましては、令和6年1月1日に遡及をして適用するということでございます。能登半島地震での支援業務をきっかけに創設される特殊勤務手当ということでございますので、この1月1日に遡及するという内容になってございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

この件について、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、教第72号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

協議事項21 学習用パソコンの活用状況について

(長田教育長)

続いて、協議事項21です。学習用パソコンの活用状況についてです。

(藤井教科指導課長)

資料の「1. 学習用パソコン活用に関する調査の実施(3月)」に表がございましてけれども、12月に御報告しました、7月に50%を切っていたところが、12月に70%程度という

ことで改善してございまして、この3月にも調査しまして、数字については、小学校が2、3%上がって、中学校については、同程度ということになってございます。「④課題」に書いてございますけれども、まだ改善が見られない学校、学校間格差がありますので、これについては、しっかり解消していくという部分と、今年度については、しっかり使っていくというところを、まず強力に進めたところではあります、これが定着するように、よい活用をしている学校を共有していくといったところが、今後の課題になっていくと考えてございます。

「(2) これまでの主な取組」ということで、活用促進に向けた取組を記載してございます。12月の時点でも御報告しましたけれども、最後の「・」に活用例を提示しております。授業パッケージを3学期から使ってもらおうという取組を12月から付け加えさせていただいております。

以上です。

(長田教育長)

それでは、御意見、御質問があれば、お伺いをしたいと思います、今後の方針に係る内容につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれがある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われまので、後ほど非公開の場で協議をしたいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、今後の方針以外の事柄につきまして、御意見があればいただきたいと思えます。

どうぞ。本田委員。

(本田委員)

御説明ありがとうございます。3月に増えたということで、よかったなと思っております、これまでの主な取組、たくさんされてきた中で、これは効果があったのではないかと、ものが、もしあれば教えていただきたいなと思っていて、例えば3学期から始まった、このパッケージの提示とか、これは評価が高いとか、何かそういった肌感覚でも結構ですので、教えていただければと思います。

(藤井教科指導課長)

そうですね。例えば管理職向けの研修会というのは、これは我々がある意味思った以上

に効果があったといたしますか、やはりICTの活用というのは、御自身が実際に授業されていたときにはなかったツールになりますので、こういったものの研修の機会というのは、我々も何回か設けましたが、すごく反響がありました。この研修を何回か追加で実施したのも、我々の想定以上の効果があった取組かなということは思っています。それ以外も、例えば校長・GIGA担当研修会で教育長から訓示をいただきまして、単に使うということではなくて、しっかりその情報活用能力を身につけるという意義を、皆さんにしっかり理解してもらって、その上で事務局から主事が学校に直接出向いて、状況を見て、アドバイスするという地道なことを行ったという部分も含めて、一定まだ途上ではありますが、数字が一つ上がった原因かなというふうには思っています。

(長田教育長)

よろしいですか。ほか、ございますか。

どうぞ。正司委員。

(正司委員)

その管理職向けの研修というものは、どのようなことをメインのテーマとされたのか教えていただければありがたいです。

(藤井教科指導課長)

教員向けのパソコンと児童生徒が使うパソコンは違いますので、児童生徒が入力したらこのように見えます、教員のほうからこういう操作をすると、児童生徒からはこのように見えますというような、どちらかというとも基礎的なことですがけれども、そのあたりが、なかなか聞きにくいといたしますか、管理職だと基礎的なことが逆に聞きにくかったりしますので、本当にベーシックな、逆に児童生徒であれば分かっているようなことなのかもしれませんが、そのあたりから御説明させていただいて、そういった部分で結構反響がありました。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

今は週3日以上使うと回答した割合ということを目標にしてやってきていますが、来年度は週3日以上というデータも把握するし、毎日使っているというデータも当然把握していかないといけないのではないかなと思います。その辺は何かお考えはありますか。

(藤井教科指導課長)

日常的に使うという意味合いで、週3日以上ということを一定の目安にしたところがありますが、当然、日常的に使う、日常的に活用することになってくると思いますが、

で、御指摘があったような形で把握していく必要があると思っています。

(長田教育長)

恐らく全国的に見ると、もっともっと進んでいる自治体があると思います。我々も今年度かなり頑張っていると思いますが、令和6年度に、令和5年度の全国調査で、どれぐらいの位置にいるかというのは開けてみないと分からないところもありますしね。別に、競争するためだけではありませんけど、やはりそのあたりの立ち位置も十分に把握しながら、より子供たちが情報を活用する能力を身につけていけるようにという観点を十分念頭に置いて、ぜひ積極的な取組を続けていただきたいなと思います。

ほか、ございますか。

今井委員、どうぞ。

(今井委員)

ありがとうございます。次年度以降の調査というところで、登校しにくくなっている児童生徒さんにこの端末を利用したアプローチや授業配信ができているのかとか、そういう観点での調査。あと、学級閉鎖とか学級閉鎖期間中にこういう端末を利用した取組ができているのかとか、そういうのも、またぜひお願いしたいと思います。あまり調査事項を増やすと、学校現場に御負担ばかりおかけしてしまうので、難しい点もあるとは思いますが、そういう観点も少し加えていただきたいなというふうに思いました。よろしくお願ひします。

(藤井教科指導課長)

様々な事情で登校ができていない児童生徒がいることは承知していますので、もちろん旧来の電話をかけたとか、場合によっては訪問をしたり、手紙であるとか、そういった手法ももちろんあるとは思いますが、御指摘いただきましたようなオンラインを使って授業を配信したりとかいうことも可能になってきていますので、そこは積極的にというか、各学校で必ず活用して支援できるような形で、通知なり、我々からもフォローしたいと考えています。

(長田教育長)

授業のライブ配信等をはじめとするオンライン学習ということについては、当然、来年度その取組がどうかという調査はしないといけないと思います。各学校に対して、もっと積極的に活用してくださいという通知は3月に出しましたね。

(藤井教科指導課長)

25日に出しています。

(長田教育長)

コロナ禍の際は、かなり進んでいたのですが、コロナがある程度落ち着いて、また、少し元に戻っている感じがあるようなところもありますので、確か通知文においては、児童生徒や保護者からの意向を待たずに、こちらから、もっと積極的にアプローチしてくださいというような趣旨も含めた通知をしてもらったところです。ただ、それが、その後どうなったかというのは、やっぱり把握をしていただかないといけないと思います。

(藤井教科指導課長)

はい。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、このほかに委員の皆さんから何か意見交換をしたい事柄、項目等々がございましたら、御意見いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。何かございますか。

また、お気づきの点がありましたら、後ほど御意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日の公開案件は、これで終了といたします。

閉会 15時10分